

くまがや市商工会「ウェルカムSHOP事業」に関するFAQ

(問1)

熊谷市内のどこの空き店舗を借りたら補助金をうけることができますか。また、問合せ先及び申込先はどこですか。

(回答)

くまがや市商工会管内（旧妻沼町・旧江南町・旧大里町）が対象となります。問い合わせ先及び申込先は、くまがや市商工会となります。

(問2)

補助金交付の対象となる経費を教えてください。

(回答)

当該事業に必要な空き店舗等の賃借料等（家賃【上限年度内支払分まで】・保証金・敷金・礼金）、内外装・設備工事費、什器備品費、車両購入費（※問1参照）で消費税を除いた費用が対象となります。上記以外でも審査会にて特に必要と認められる経費については補助対象となる場合もあります。

なお、消費税は補助対象経費の対象とはなりません。また、他に補助金を受けて事業を実施している場合は対象となりません。

(問3)

複数の知人とシェアショップ型で開業しようかと考えています。シェアショップの人数制限はありますか。また、各々が個別に補助を受けることができますか。

(回答)

シェアショップの人数制限はありません。また、各々が個別に補助を受けることも可能です。ただし、各々が完全に独立した経営者である必要があります。

(問4)

会社を退職して創業しようと考えています。どのような業種で事業を始めたら補助の対象となりますか。

(回答)

埼玉県信用保証協会の保証対象業種が対象となります。

(問5)

申込対象者の要件として要項表記以外に注意することはありますか。

(回答)

空き店舗の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人が所有する法人、審査会又は熊谷市長が不適当と認めたものなどは除かれます。また、宗教法人は対象外となりますが、NPO法人は対象となります。

(問6)

現在、熊谷市外で事業を営んでいます。熊谷市内の空き店舗を借りて事業を開店（2号店又は別の事業）しようと考えていますが、補助の対象となりますか。

(回答)

補助対象となります。

(問7)

現在、熊谷市内で事業を営んでいます。今度対象地域で2号店又は別の事業を開店しようかと検討していますが、補助の対象となりますか。

(回答)

補助対象となります。

なお、業種にかかわらず、熊谷市内にある店舗を廃止（空き店舗化）して事業を開始する場合は対象外としておりますので、ご注意ください。ただし、熊谷市外にある店舗を廃止して事業を開始する場合は対象となります。

(問8)

熊谷市内で同時に2店舗開業したいと考えています。業種は飲食店と理髪店を予定していますが、それぞれ補助の対象となるのでしょうか。

(回答)

この補助金は、同一年度内においては1交付対象者につき1回限りとしていますので、同一年度内においては業種や開店時期を問わず補助額は50万円を限度として1回限りの交付となります。ただし、同一年度内でない場合は対象となります。

(問9)

熊谷市内で創業し、個人で飲食店を開店しようと考えています。経営が軌道に乗れば、法人成りして別の事業を開業しようと考えていますが、それぞれ補助の対象となりますか。

(回答)

個人で補助対象となりその事業が完了する前に法人成りした場合は、事業を継承したものとみなし、次の事業は対象外となります。ただし、個人とは別に法人を設立した場合は、それぞれが補助の対象となり得ます。

また、事業が完了した後に法人成りした場合は、別の交付対象者の扱いとなりますので、法人としても補助の対象となります。

(問10)

補助事業の終了期日は決っていますか。

(回答)

交付決定日から各年度の2月28日までとなります。補助事業終了後30日を経過する日（2月28日以前に事業終了する場合）又は各年度の2月28日のいずれか早い日までに実施事業内容等を取り纏めて提出して下さい。提出していただいた資料に基づき、順次清算手続きに入ります。

(問 1 1)

創業するに当たり、事業に使用する軽バンを購入しましたが、補助の対象となりますか。

(回答)

車両購入の場合、「4」ナンバーのみが対象となります。ナンバーが「3」「5」「7」の車や「8」ナンバーで乗用車形態の車は原則として対象となりません。ただし、介護施設の送迎用車両等乗用型車両を使用しないと客観的に事業が成り立たないほどの支障を来すと認められる場合に限り補助の対象となります。また、自動二輪車、原動機付自転車、自転車等汎用性が認められるものは対象となりません。

(問 1 2)

店舗の隣にある空き地或いは月極め駐車場を客用駐車場として使用する場合、その土地の賃借料は補助の対象となりますか。

(回答)

当該空き店舗の賃借料等(問2参照)のみ対象となりますので、土地の賃借料は除かれます。賃貸契約料の中に土地の分が含まれている場合は、周辺の家賃の相場を勘案して家賃を算出し、補助額を算定します。ただし、店舗前の駐車場は一体的なものとして賃貸契約されるものとみなします。

(問 1 3)

補助金の交付対象者となった場合、いつ頃補助金をもらえるのですか。また、補助金の概算払いを受けることはできますか。

(回答)

事業開始日前日又はいつでも事業が開始できる状態(各種支払がほぼ終了している状態)になった時点で熊谷商工会議所に、熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金実績報告書(様式第3号)を提出していただき、補助金額の交付確定をします。補助金の支払いは最長で30日要します。

概算払いは行いません。すべて清算払いとなりますので、補助金がなくても事業実施が可能でないといけません。

(問 1 4)

補助金交付にあたり現地調査等ありますか。

(回答)

くまがや市商工会へ熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金実績報告書(様式第3号)を提出していただいた後、くまがや市商工会担当職員による現地調査を実施いたします。調査の内容は補助金で購入又は工事した内容の確認及び事業開始(開始できる状態かの)の確認等となります。尚、補助金の申込みをされた際にも物件(空き店舗)の現地調査を行います。

(問 1 5)

補助金で取得した財産(什器備品等)の処分等に関する制限はありますか。

(回答)

補助金で取得した財産等は、事業サポート機関(くまがや市商工会)の承認を受けないまま譲渡、

破棄、移動（補助対象となる空き店舗から別の場所への移動）をしてはいけません。ただし、減価償却資産の耐用年数を経過した財産についてはこの限りではありません。

（問 1 6）

補助金は交付対象となった経費については満額交付されるのですか。

（回答）

補助金は予算の範囲内で交付することとしていますので、必ずしも限度額（50万円・30万円・10万円）が交付されるとは限りません。交付対象者が多数ある場合は、予算額を交付決定額で按分して交付することもありますのでご了承ください。

（問 1 7）

申請する場合の期間設定はあるのですか。

（回答）

特に期間は設けておりませんが、単年事業となりますので遅くとも2月28日までには事業が終了するように申請する必要があります。また、交付対象となる可能性がある場合は、事業に着手する前にくまがや市商工会へご相談ください。

（問 1 8）

商工会議所の経営指導は必ず受けなければならないのですか。また、商工会議所に入会しなければなりませんか。

（回答）

補助金の対象として適正であるか客観的に判断する必要があることと、事業経営が将来的に成り立つのか見極めるために経営指導を受けて計画書等の作成をしていただきます。

また、商工会への入会は強制ではありませんが、継続的に（開業後も）指導を受けていただく必要があること、各種情報の収集や情報発信にも役立ちますので、会員となっていただくことが望ましいと考えます。

（問 1 9）

市税等とは何をいいますか。

（回答）

個人の場合は、市町村民税、固定資産税、所得税が対象となります。法人の場合は、法人市町村民税、固定資産税、法人税が対象となります。

尚、市町村民税、法人市町村民税以外の税金については課税されていない場合にはその旨お申し出ください。（市町村民税、法人市町村民税、については非課税証明書をご提出していただきます）

（問 2 0）

市税等を滞納しているときは、いつの時点のことですか。

（回答）

税金は決められた期限までに納入していただくことが原則ですが、当事業では申込時（熊谷市空

き店舗活用支援事業費補助金交付申請書【様式第1号】提出時)までに完納していただく必要があります。なお、申込時には市税等の納税証明書又は非課税証明書、領収書等の写しも提出していただきます。

(問21)

熊谷市民ではありません。また、現在、熊谷市外で事業を行っています。熊谷市には市税を納めていませんが、この場合にはどうすればよいのでしょうか。

(回答)

個人の場合はその年の1月1日現在で居住しているところ(原則として住民票の住所)で課税されるので、該当地域の市町村が発行する納税証明書又は領収書等の写しを提出して下さい。なお、非課税の場合は該当地域の市町村が発行する非課税証明書を提出して下さい。

法人の場合(既に事業を営むもの)は、本店本社所在地の市町村が発行する納税証明書又は領収書等の写しを提出して下さい。

(問22)

その他留意する点がありましたら教えてください。

(回答)

補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:補助金を補助事業以外の用途に使用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。

※上記FAQについて不明な点或いは上記に明記していない内容についてはくまがや市商工会までご連絡ください。